

# 令和2年度 第1回 鳥取市景観形成審議会

日 時 令和2年 12月

場 所 書面による協議

## 会 議 次 第

### 1 議 事

- (1) 鳥取市民体育館の整備について 【議事1】
- (2) 鳥取市屋外広告物条例改正について 【議事2】
- (3) 市道山の手通り（お堀端道路）の完成報告 【議事3】

[配布資料]

(議事概要)

(資料1)・・・【議事1】

(資料2)・・・【議事2】

(資料3)・・・【議事3】

(議事に対する回答用紙)

### 2 議事概要

#### (1) 鳥取市民体育館の整備について・・・PFI 鳥取市民体育館（株）

○鳥取市民体育館は、昭和48年に建設されて以来、年間に10万人以上の市民が利用する本市のスポーツ推進の拠点施設だが、建設から40年以上が経過し、老朽化と耐震化が喫緊の課題となっていました。

平成30年6月に「鳥取市民体育館再整備基本計画」において、再整備にあたっての方針や事業手法の検討結果についてまとめたところです。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、再整備及び再整備後の維持管理・運営を効果的・効率的に実施するとともに、ソフト・ハードの両面においてさらなる魅力の向上を図ることを目的として、PFI方式により実施します。

本件につきましては景観形成基準に適合しているものですが、条例第27条及び第28条の趣旨を踏まえ、審議会に協議事項として諮り、景観上の意見を伺うものです。

#### (2) 鳥取市屋外広告物条例改正について・・・鳥取市都市環境課

○全国的に広告物の落下事故が相次ぎ発生したことを受け、平成28年に国は屋外広告物条例ガイドラインを改正しました。これを機に多くの自治体が条例により許可更新時等に安全点検を義務付けるなどしており、鳥取県においても令和2年7月に鳥取県屋外広告物条例がされ、同様に県内で

自の条例を制定する倉吉市も9月に改正済であります。当市においても屋外広告物の事故発生を防止するため、県の改正内容に合わせた条例等の改正を行います。(令和3年10月施行予定)

本件については、屋外広告物条例第30条により審議会の意見を求めるものです。

### (3) 市道山の手通り(お堀端道路)の完成報告・・・鳥取市都市環境課

○平成26,27年度に景観形成審議会で協議頂き、平成27年度から整備に着手しておりました「市道山の手通り(お堀端道路)」の工事が今年10月に完成しましたので報告します。

鳥取城跡の復元整備に合わせ、城下町の面影が伝わる景観整備を目的に、電線類地中化、道路改良・美装化等の整備を行いました。

来年3月には中ノ御門表門の完成により、城跡周辺の景観が大きく変貌することとなります。

## 3 その他

今後新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、本会議の開催が困難になる事が想定されます。

これからの会議の開催にあたり必要な場合において、PC等を利用したWeb会議の開催も検討していきたいと考えます。

この事についてご意見がありましたら別紙に記入していただき、ご意見をお寄せください。

## 各議事に対する意見回答

委員氏名 \_\_\_\_\_

議事1～2まで意見を記入のうえ、返信用封筒にて返信してください。意見のない場合は、「意見なし」と記入して下さい。

(1) 鳥取市民体育館の整備について

【議事1】

(2) 鳥取市屋外広告物条例改正について

【議事2】

\*今後の会議の開催について (Web 会議等の開催について)

## 令和元年度 第1回 鳥取市景観形成審議会名簿

所 属	氏 名	
鳥取大学農学部生命環境農学科 教授	長 澤 良 太	会長
鳥取環境大学環境学科 教授	張 漢 賢	副会長
(公社)鳥取県宅地建物取引業協会 東部支部運営委員	樋 口 洋 子	
(社)鳥取県建築士会 東部支部幹事	来 田 裕 子	
(社)鳥取県造園建設業協会 理事	田 中 静 雄	
鳥取県広告美術業協同組合 東部支部長	伊 藤 達 朗	
NPO 法人市民の生活権利擁護センター うさぎの耳	山 本 美 穂	
中心市街地活性化協議会 事務局長	竹 内 秀 徳	
鳥取市自治連合会 副会長	田 中 雅 勝	
公募委員	木 下 仁 人	
公募委員	谷 口 紳 二	

第 30 条 広告物等に関する重要事項の調査審議は、審議会が行う。

2 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 3 条、第 5 条若しくは第 6 条第 3 項第 1 号の規定による指定若しくは第 26 条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第 6 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで若しくは第 9 条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

3 審議会は、広告物等に関する事項について、市長に建議することができる。